

○全学交通安全環境委員会規則

平成26年3月27日
法人規則第19号
改正 平成28年法人規則第31号

全学交通安全環境委員会規則

(設置)

第1条 国立大学法人筑波大学に、筑波キャンパスの交通安全に関する重要事項について審議するため、全学交通安全環境委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) キャンパス交通システムに関すること。
- (2) 自転車登録制度に関すること。
- (3) 交通安全に係る広報活動に関すること。
- (4) 職員及び学生に対する交通安全に関する啓発活動
- (5) 交通安全施設及び駐車場の整備に関すること。
- (6) その他学内交通環境及び交通安全に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 総務を担当する副学長
- (2) 学生を担当する副学長
- (3) 施設を担当する副学長
- (4) 交通安全環境対策に識見を有する職員のうちから学長が指名する者 若干人
- (5) その他学長が指名する者 若干人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(教育研究評議会への報告)

第7条 委員会における審議結果については、必要に応じ、教育研究評議会に報告を行うものとする。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務部リスク・安全管理課が行う。

(雑則)

第9条 この法人規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この法人規則は、平成26年3月27日から施行する。

附 則 (平28.3.24法人規則31号)

この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。